

仕様書

1 概要

- (1) 件名
令和4年度小倉駐屯地で使用する電気
- (2) 需要場所
陸上自衛隊小倉駐屯地 福岡県北九州市小倉南区北方5-1-1
- (3) 業種及び用途
官公署（国家事務）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
 - エ 標準周波数 60HZ
 - オ 受電方式 1回線受電（本線）
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無
有（氷蓄熱 6.88m³）（氷蓄熱 1.22m³）
空調用機器により昼間時間から夜間時間への、負荷移行を行っている。
 - (7) 型式ダイキン工業製 RSYJ990KBX 2台 計量電圧（標準電圧）200V
 - (4) 型式ダイキン工業製 RSY450PX 1台 計量電圧（標準電圧）200V
 - キ 供給地点特定番号 09-1100-0070-1731-0000-0000
- (2) 契約電力、予定電力使用量
 - ア 契約電力 740KW
契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。
 - イ 予定電力使用量 2,455,000kwh
月別予定電力使用量及び最大負荷は別紙のとおり
- (3) 供給電気の種類等
 - ア RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。
 - イ 参照 付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件<http://there100.org/going-100>
- (4) 使用期間
 - 自 令和4年4月 1日（金）0000
 - 至 令和5年3月31日（金）2400
- (5) 電力量の検針
 - ア 自動検針装置 有
 - イ 電力会社の検針方法
遠隔自動検針
 - ウ 電力量計の構成
 - (7) メーカー名 富士電機メーター
 - (4) 型式 FP3E14-R
 - (ウ) 計器定数 1,000pulse/kwS
 - (E) パルス定数 50,000pulse/Kwh
- (6) 需給地点
需給場所内の1号柱上の高圧開閉器（200A・7.2KV）の、1次側接続点
- (7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。
- (8) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ

(9) 対価の支払方法

ア 甲が別に定める分担比率により、甲及び分担先から支払うこととする。

イ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気比率について確認できる資料を、甲に書面（付紙第2）で半期ごと提出することとする。

ウ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。

エ 乙はウの分担通知に基づいた請求書を作成し請求することとする。

(10) その他

ア 自動力率調整装置の設置により平均力率100%を確保。（各月の力率は実測値によるものとする。）

イ フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

ウ 非常用自家発電設備（通信専用）30KVA1台と、500KVA1台（駐屯地専用）を有している。

エ 計量地点は需要場所の受電所内に設置した真空遮断器の1次側とする。

オ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は増額、電力量料金の燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

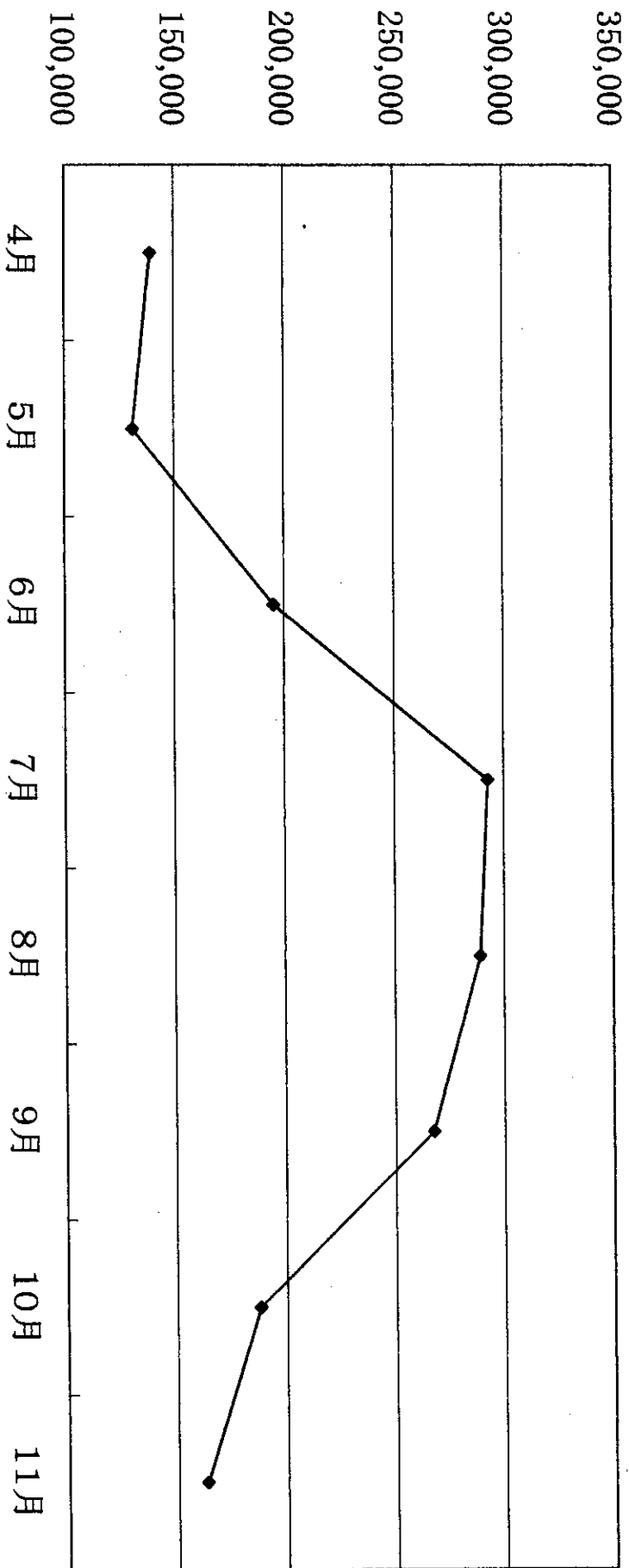
カ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入条件、グリーン電力照明の譲渡に関し別紙第3に掲げる条件を満たすこと。

キ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。

ク その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和3年度 月別使用電力量曲線

小倉駐屯地月別使用電力量(kwh)

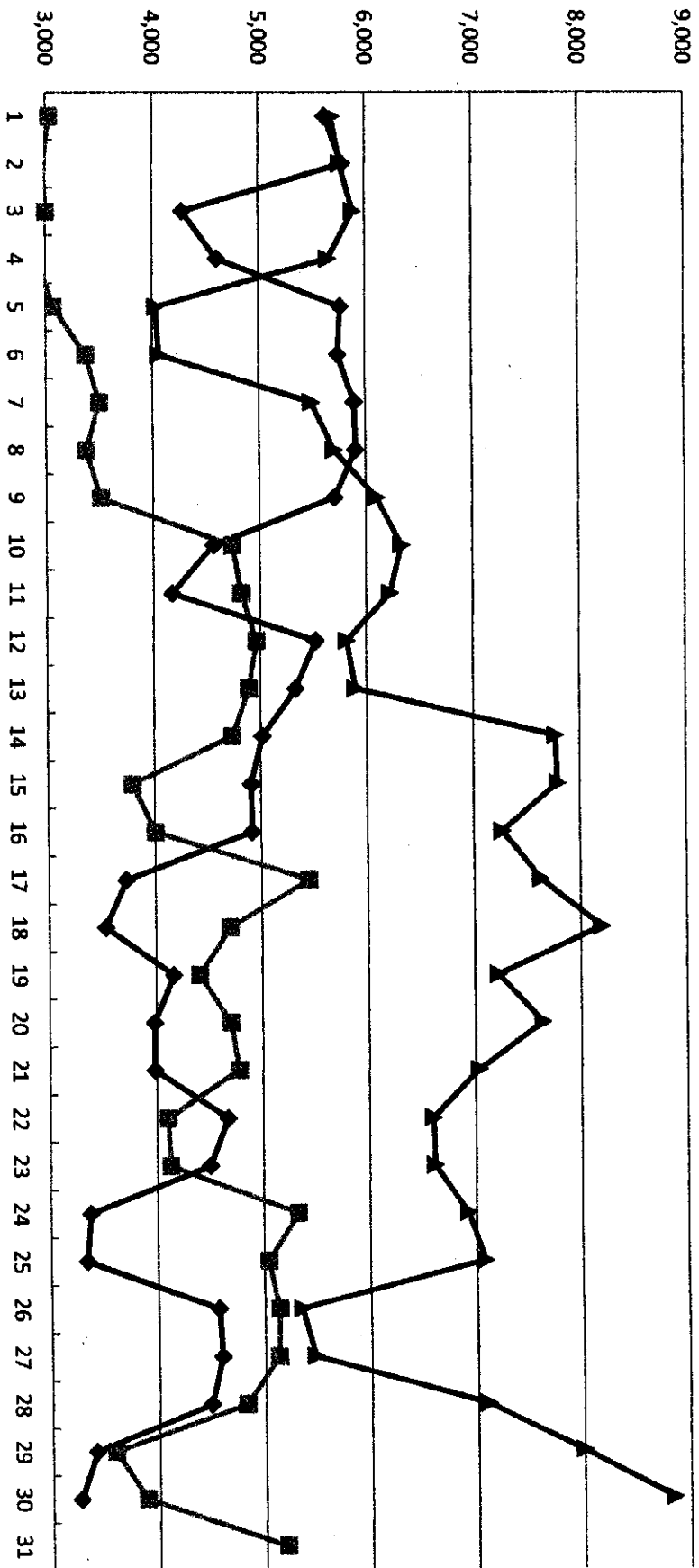


月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
使用量	139,463	131,198	195,254	292,841	289,127	267,504	187,933	163,320

◆使用量

令和3年度 日別使用電力量実績曲線

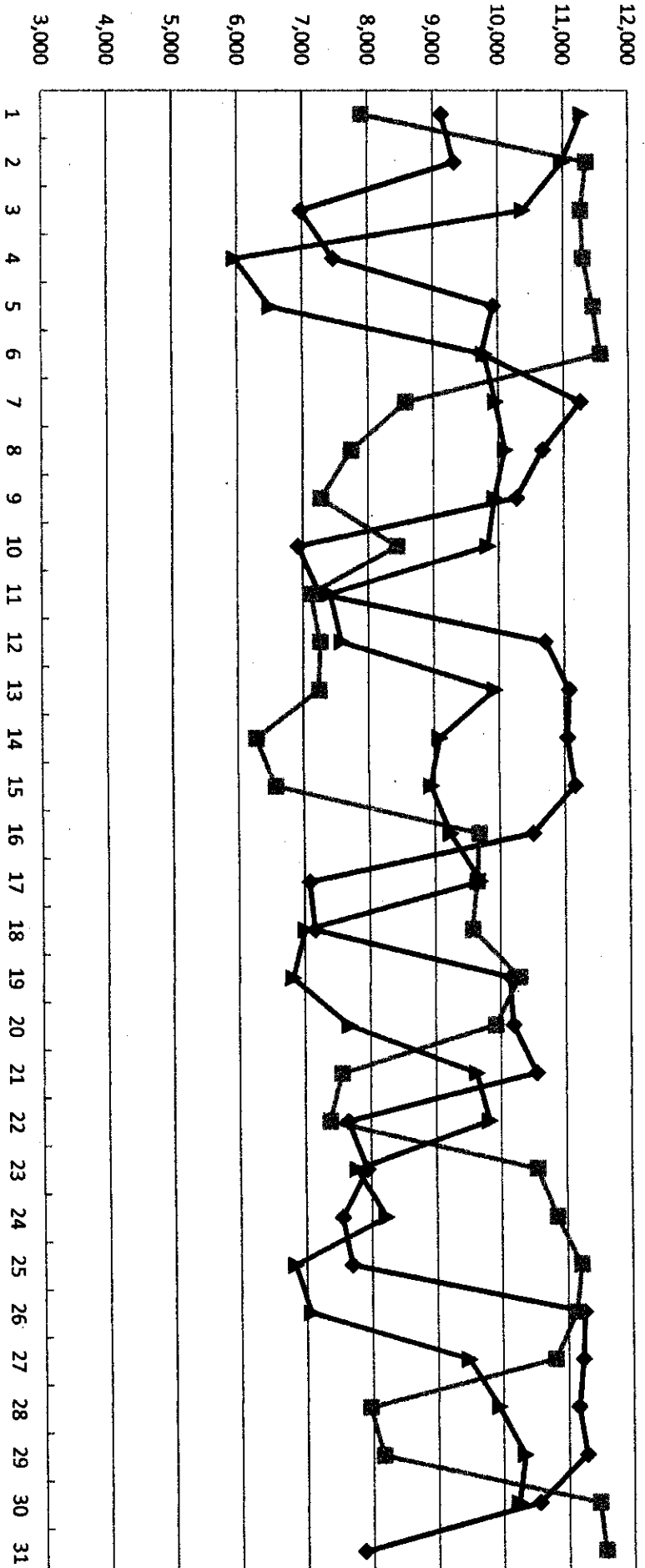
小倉駐屯地使用量(kwh)



日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4月	5,628	5,788	4,286	4,610	5,771	5,747	5,895	5,907	5,706	4,570	4,177	5,530	5,333	5,019	4,910	4,918	3,731	3,536	4,171	3,986	3,988	4,673	4,506	3,377	3,343	4,574	4,601	4,499	3,418	3,265	
5月	3,037	2,974	3,003	2,922	3,077	3,376	3,502	3,376	3,513	4,745	4,828	4,970	4,894	4,738	3,794	4,010	5,448	4,703	4,417	4,703	4,778	4,107	4,130	5,327	5,043	5,139	5,131	4,830	3,595	3,887	5,201
6月	5,691	5,771	5,892	5,656	4,035	4,064	5,493	5,704	6,099	6,334	6,224	5,818	5,896	7,775	7,794	7,268	7,625	8,200	7,223	7,639	7,038	6,604	6,618	6,928	7,084	5,355	5,478	7,101	8,000	8,847	

令和3年度 日別使用電力量実績曲線

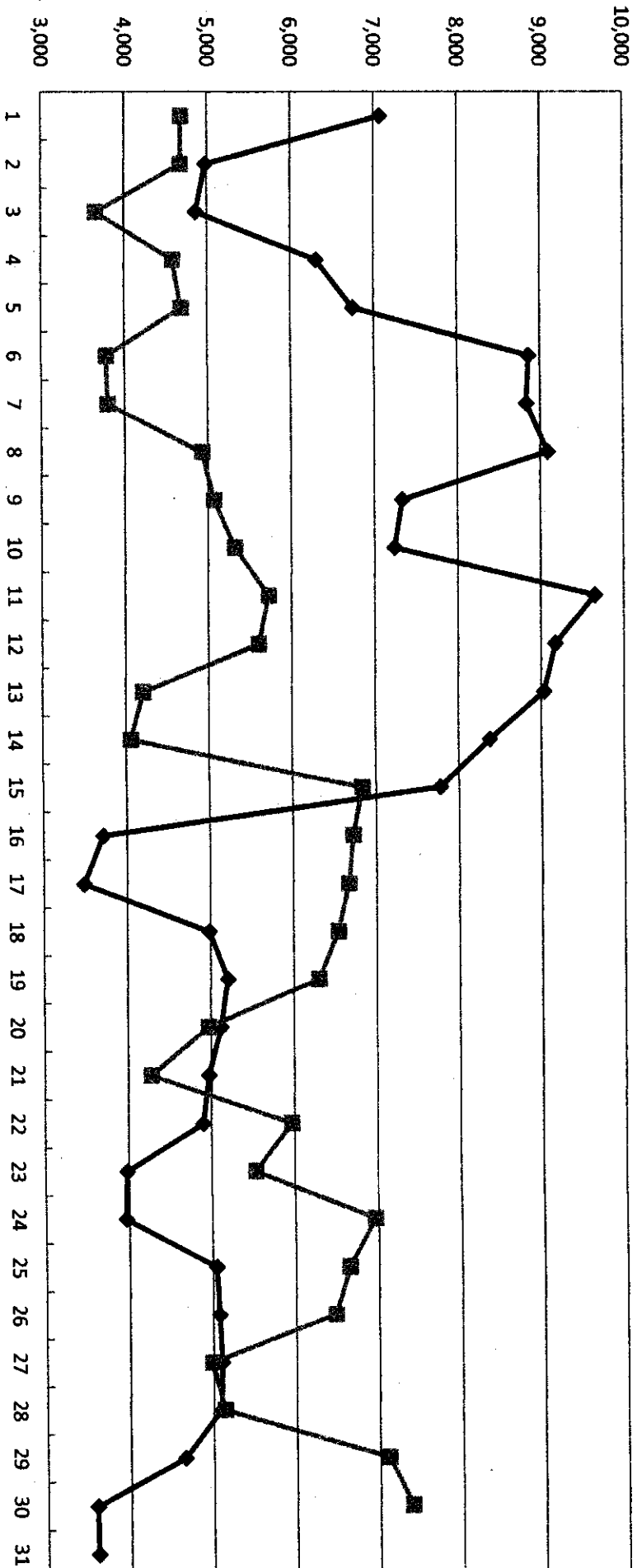
小倉駐屯地使用量(kwh)



日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
7月	9,133	9,331	6,976	7,478	9,926	9,749	11,282	10,677	10,278	6,925	7,258	10,712	11,077	11,052	11,158	10,511	7,083	7,157	10,149	10,198	10,549	7,652	7,942	7,553	7,694	11,261	11,232	11,162	11,280	10,555	7,871
8月	7,905	11,358	11,289	11,307	11,464	11,570	8,578	7,737	7,275	8,445	7,116	7,280	7,241	6,279	6,569	9,677	9,645	9,570	10,295	9,923	7,558	7,378	10,585	10,843	11,210	11,138	10,804	7,957	8,163	11,473	11,565
9月	11,287	10,990	10,387	5,970	6,510	9,786	9,954	10,103	9,939	9,833	7,412	7,587	9,939	9,089	8,950	9,244	9,691	7,009	6,818	7,678	9,622	9,820	7,786	8,221	6,830	7,068	9,479	9,938	10,329	10,235	

令和3年度 日別使用電力量実績曲線

小倉駐屯地使用量(kwh)

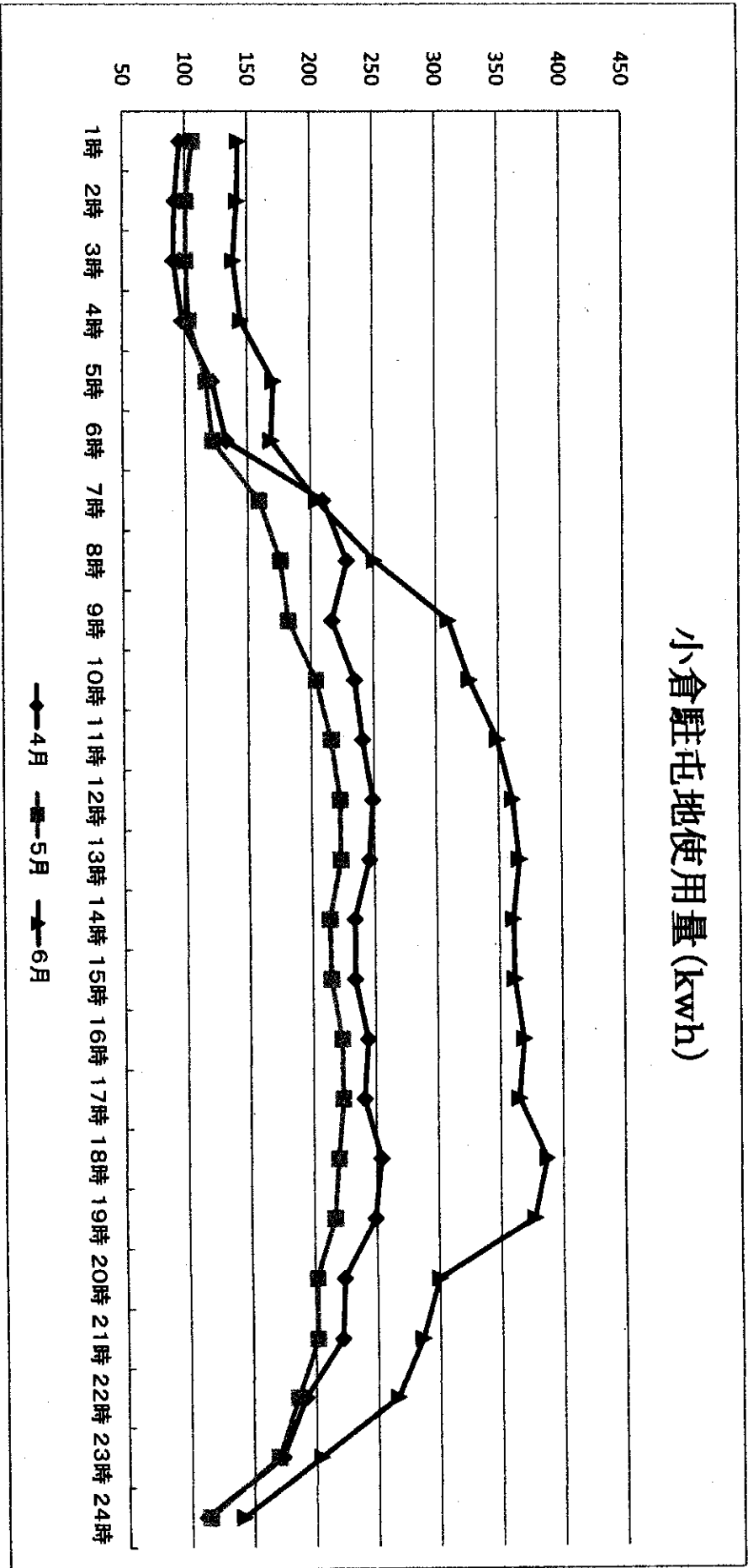


日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
10月	7,075	4,981	4,867	6,312	6,751	8,866	8,835	9,093	7,340	7,246	9,654	9,173	9,042	8,384	7,778	3,717	3,485	4,987	5,206	5,123	4,973	4,902	3,985	3,962	5,047	5,080	5,105	5,093	4,662	3,600	3,609
11月	4,684	4,681	3,657	4,587	4,687	3,781	3,797	4,932	5,072	5,319	5,727	5,603	4,211	4,057	6,834	6,721	6,667	6,540	6,301	4,971	4,278	5,965	5,533	6,960	6,647	6,477	4,987	5,137	7,114	7,383	

令和3年度 時間別平均使用量

別紙-3-1

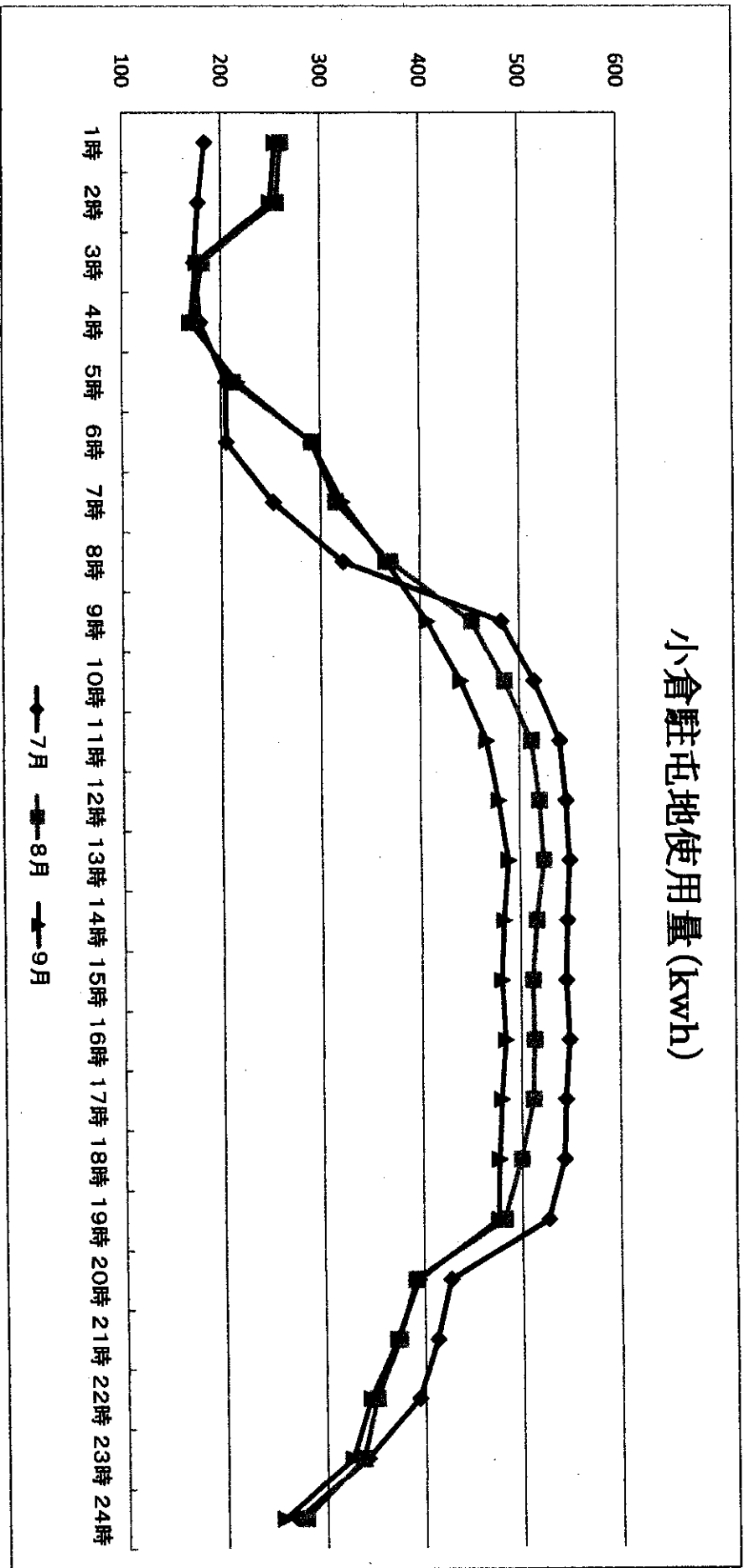
小倉駐屯地使用量(kwh)



	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
4月	96	92	91	98	122	133	210	229	217	235	241	249	246	234	234	244	241	254	249	224	222	192	173	112
5月	106	101	101	103	117	122	159	176	182	204	216	223	223	214	215	223	224	220	217	202	202	186	170	115
6月	143	142	139	145	171	169	205	251	310	327	349	361	366	361	362	369	365	387	377	300	286	266	204	142

令和3年度 時間別平均使用量

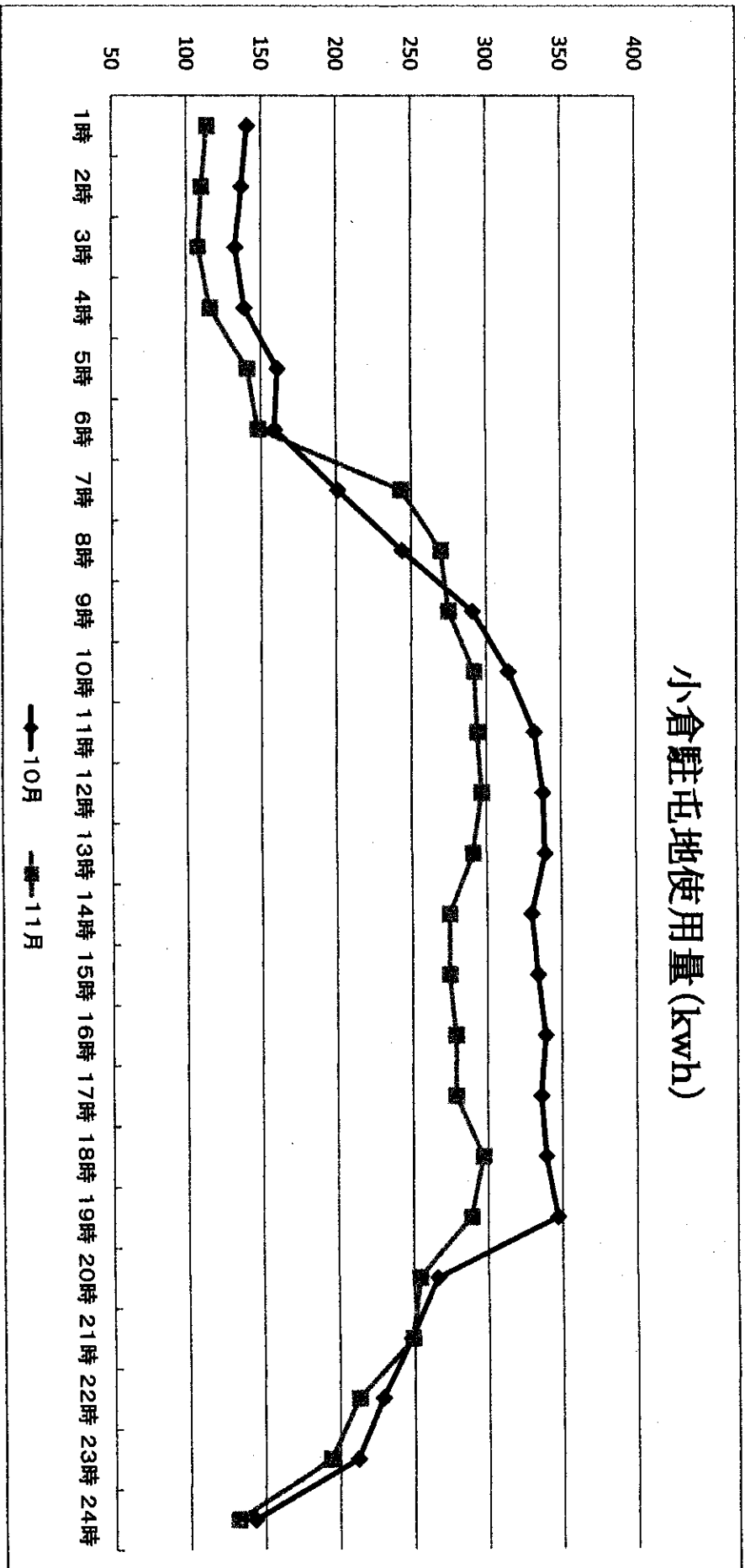
小倉駐屯地使用量(kwh)



時間	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
7月	184	177	173	179	205	205	252	323	482	515	541	547	550	547	546	549	545	543	427	427	413	394	341	270
8月	261	256	181	172	212	291	315	370	452	485	512	520	524	516	512	513	512	499	482	391	374	351	337	278
9月	255	250	175	169	217	291	322	366	407	441	467	479	488	483	481	484	480	477	476	394	372	345	326	257

令和3年度 時間別平均使用量

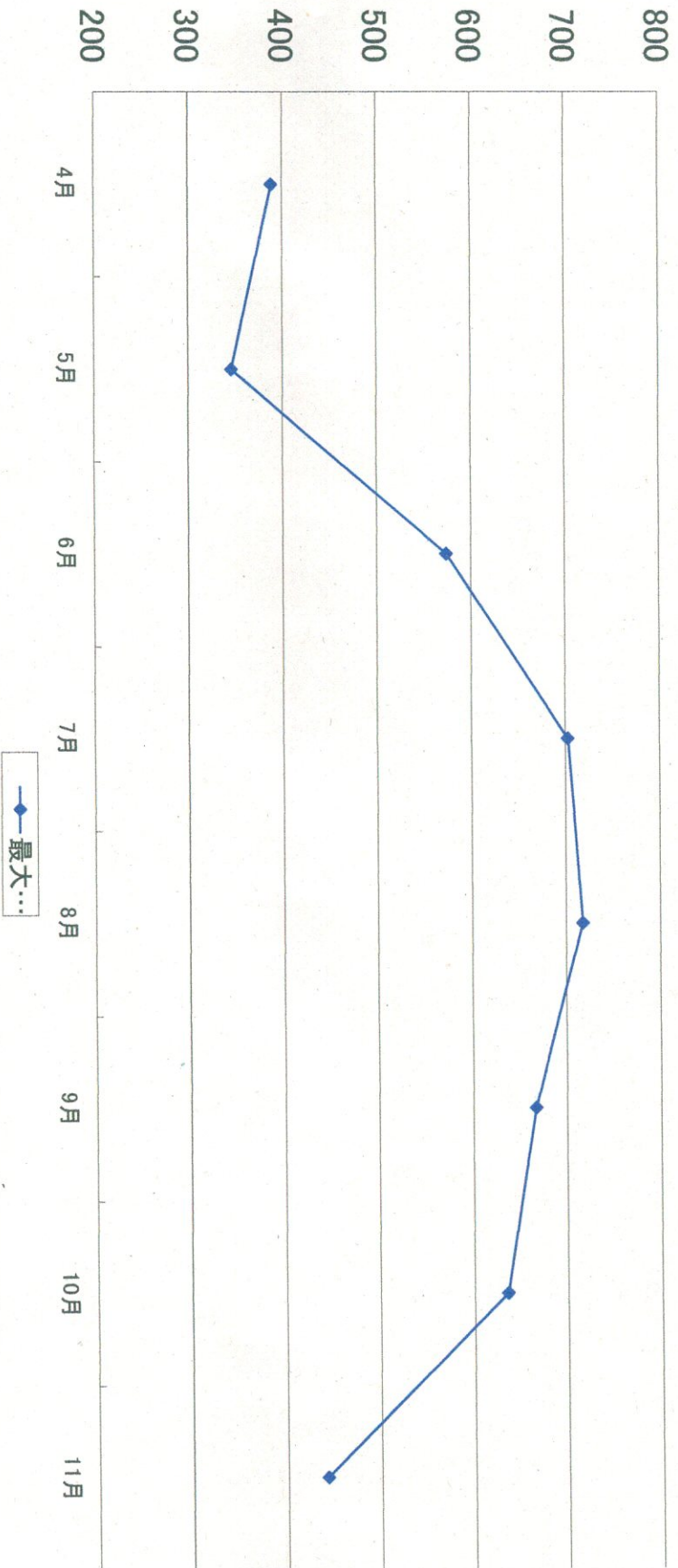
小倉駐屯地使用量(kwh)



時間	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
10月	141	137	133	139	161	159	201	244	291	315	332	338	339	330	334	339	336	339	347	266	248	229	212	143
11月	114	110	108	116	141	148	243	270	275	292	294	297	291	275	275	279	279	297	289	254	249	213	194	132

令和3年度 最大使用電力曲線

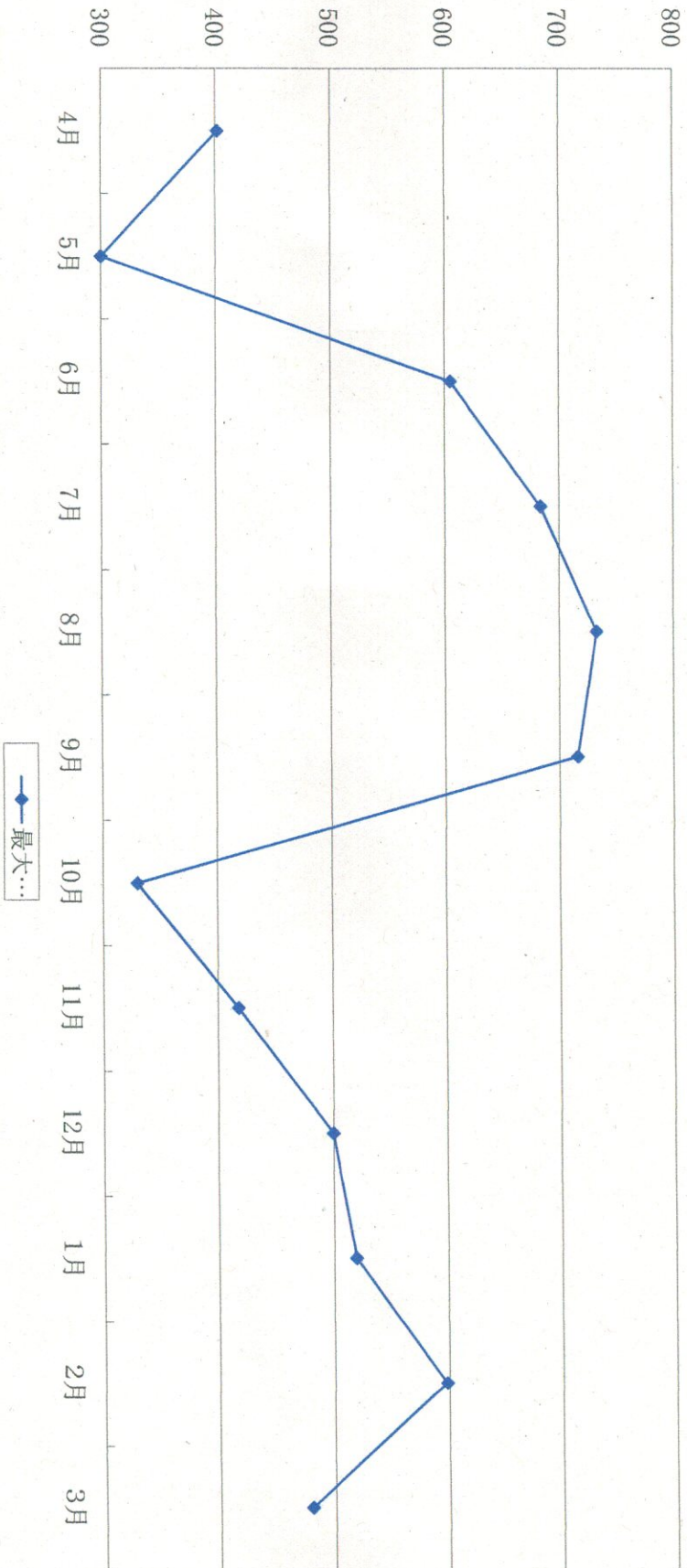
小倉駐屯地最大使用電力(kw)



月	日	最大電力
4月		389
5月		346
6月		574
7月		703
8月		718
9月		667
10月		636
11月		443

令和2年度 最大使用電力曲線

小倉駐屯地最大使用電力(kw)



月	日	最大電力
4月		402
5月		300
6月		605
7月		684
8月		733
9月		716
10月		330
11月		418
12月		500
1月		520
2月		598
3月		480

月別予定使用電力量
(令和3年4月～令和4年3月)

小倉

月	項目	予定電力量 (キロワット時)
4		140,000
5		132,000
6		196,000
7		293,000
8		290,000
9		268,000
10		188,000
11		164,000
12		206,000
1		197,000
2		187,000
3		194,000
合計		2,455,000

作成年月日令和3年12月22日
作成者
小倉駐屯地 業務隊 管理科営繕班
防衛技官 村崎 亨

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス (バイオガスを含む)
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>

提出様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電線情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
 お客様番号 〇〇〇〇
 番地施設名 〇〇〇〇
 番地施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	要項
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳 〇月

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

合計 (kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第366会計隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用語	定義
① 令和2年度 1kWh当 たりの二酸化 炭素排出係 数	<p>「令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 令和2年度の 未利用エネルギ ー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を平成31年度の供給電力量(需要端)(kWh) で除した数値 (算定方式) 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) 令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = $\frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成31年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$</p> <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」 （以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>②令和2年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、平成31年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none">・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

適合証明書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊小倉駐屯地

第366会計隊小倉派遣隊長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和2年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和2年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数(単位:kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)		

	項目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～⑤の合計点数			
----------	--	--	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第□により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。